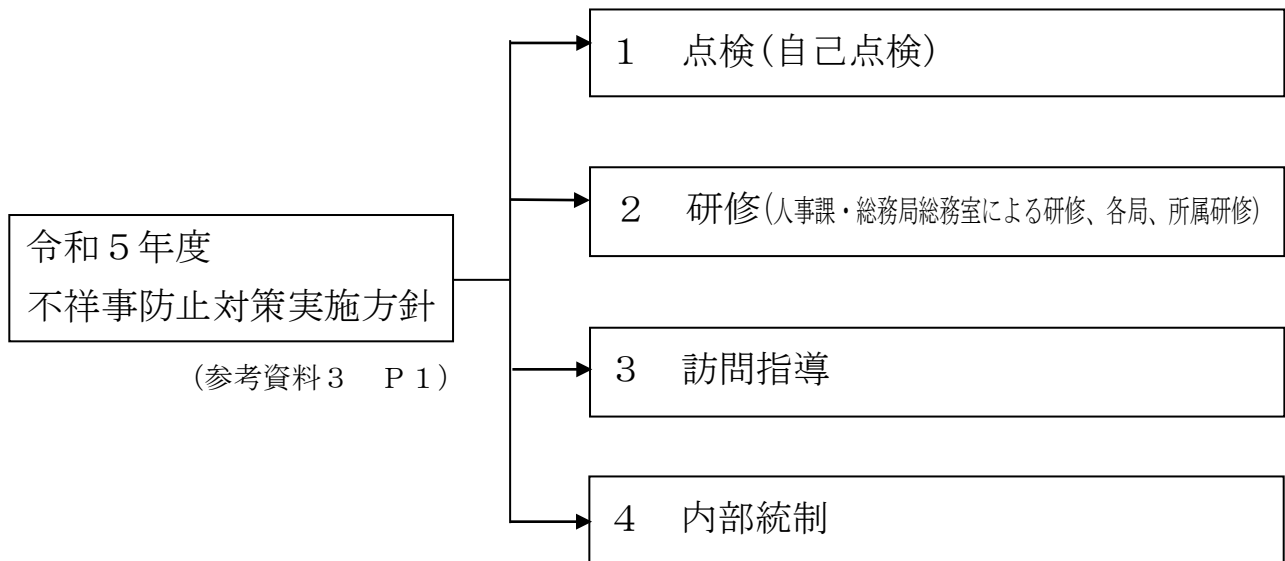


令和 5 年度 不祥事防止対策(知事部局等)



取組強化項目

- (1) 組織的な業務体制及び情報共有
- (2) 公務員としての自覚と倫理意識の醸成
- (3) ハラスメント根絶に向けた取組の徹底

1 点検

(1) 自己点検

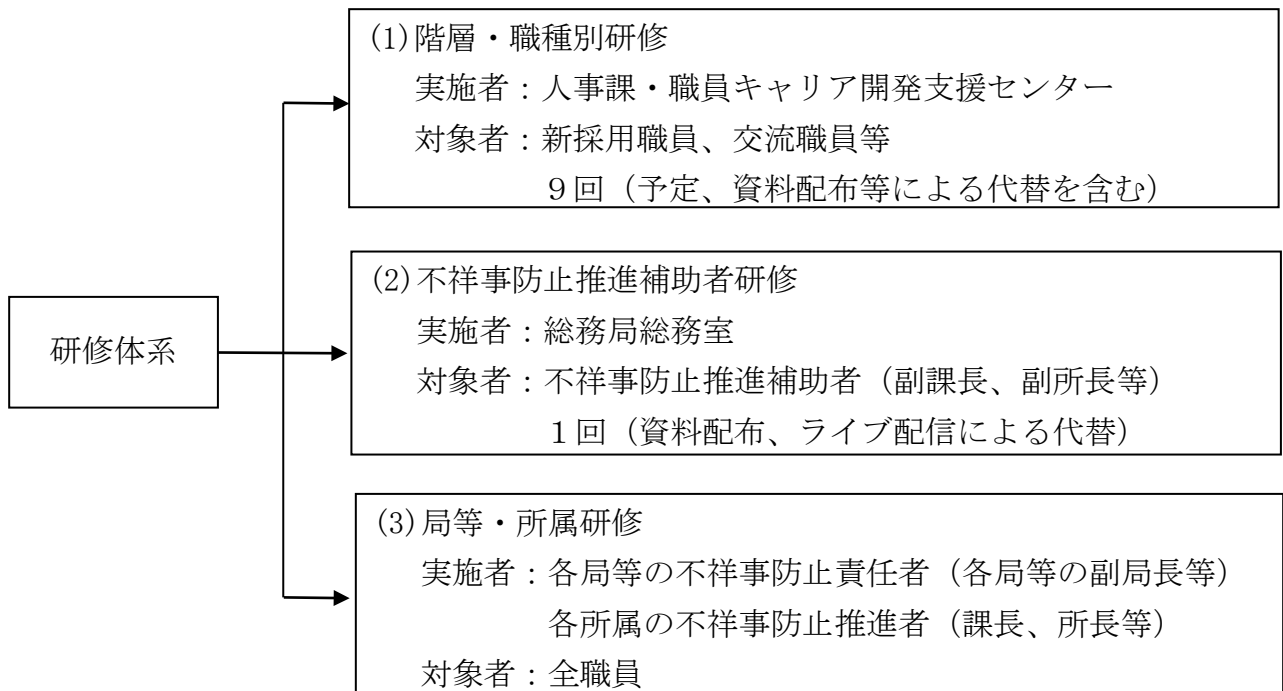
【個人点検シートによる随時点検】

毎月、個人点検シートを総務局総務室で作成し、庁内イントラを通じて配信している。4月は職務専念義務違反（営利企業への従事等の禁止）について、5月はスムーズな引継ぎ、6月と7月は令和5年度の取組強化項目をテーマに設定した。これにより、職員一人ひとりが主体的に任意の時間に点検を実施している。（参考資料3 P3）
なお、各所属では、所属研修等の資料としても活用している。

配信時期	テーマ	自己点検項目
4月	職務専念義務違反 (営利企業への従事等の禁止) について	① なぜ、営利企業への従事等が禁止されているか知っていますか？ ② 報酬を受け取っていなければ大丈夫だと思っていませんか？ ③ 特例により営利企業への従事を行っている場合、正式な手続を踏んでいますか？

5月	スムーズな引継ぎ	① 引継ぎの際に伝えるべき必要事項が整理できていますか？ ② 引継ぎでは、相手の立場にたった説明を意識していますか？ ③ 後任者だけでなく、周囲の職員との情報共有を意識していますか？
6月	組織的な業務体制及び情報共有	① 情報共有をせず、一人で仕事を抱え込んではいませんか？ ② 問題が起きた時、すぐに報告していますか？ ③ 日頃から話しかけやすい雰囲気心がけていますか？
7月	公務員としての自覚と倫理意識の醸成	① 懲戒処分の指針に直接該当しなければ問題ないと思いませんか？ ② 不祥事を見聞きしても、自分には関係ないと思いませんか？ ③ 神奈川県職員行動指針を理解し、実践していますか？

2 研修



(1) 階層・職種別研修における不祥事防止研修

人事課・職員キャリア開発支援センターが実施する各階層別研修、職種別研修のうち、新たに職員となった者などを対象に、次の研修において、職員としての心構え、不祥事の原因や対策、今後注意すべき課題などについて意識啓発を図った。

(令和5年6月30日時点)

研修名	対象	開催日	開催方法
①新採用職員研修	新たに採用された職員	4/6	集合研修 (ライブ配信併用)
②交流職員研修	新たに都道府県及び市町村から配属された職員	4/25	集合研修
③新任主幹級職員研修	新たに主幹級になった職員	7/14、7/18	集合研修
④臨任・任期付・会計年度任用職員研修	臨時的任用職員、会計年度任用職員及び育休代替等任期付職員	6/15	集合研修 (オンライン研修併用)
⑤専門職職員研修	行政給料表(2)、海事給料表(2)、技能職給料表に該当する職員等(電話交換員の監督者、自動車整備の技術員等)	8/3、8/18 9/20、10/17	集合研修
合計		9回	

(2) 不祥事防止推進補助者研修(総務局総務室主催)

各所属での不祥事防止対策を効果的に実施するため、各所属において不祥事防止の研修等の企画及び実施などの不祥事防止対策を推進する不祥事防止推進補助者（副課長、副所長等）を対象として、総務局総務室からの不祥事発生事案の傾向及び対策の紹介を行い、外部講師による講演をライブ映像配信した。

対 象	各所属の不祥事防止推進補助者
実 施 日	令和5年5月10日（水）～令和6年3月29日（金）（配信期間）
テ ー マ	・令和5年度不祥事防止対策の概要(総務局総務室) ・最近の不祥事事例から(総務局総務室)
開催方法	資料配付

対 象	各所属の不祥事防止推進補助者
実 施 日	令和5年5月9日（火）
テ ー マ	・講演「職場のハラスメントをなくすために～ハラスメントの相談を受けたときの対処法～」 外部講師：弁護士 今津 幸子 氏
開催方法	ライブ映像配信

(3) 局等・所属研修（各局等、各所属において実施）

不祥事の未然防止を図るため、それぞれの業務内容等に応じて、各局等では不祥事防止責任者（各局等の副局長等）が、各所属では不祥事防止推進者（課長、所長等）及び不祥事防止推進補助者が、所属の職員を対象に研修を実施している。

なお、総務局総務室ではこれを支援するため、講師派遣、所属研修へのDVDの貸出等を行っている。

3 訪問指導

○ 実施方法

- ・ 6月に定期人事異動が行われたことを受け、同月、全所属を対象に、書面による「不祥事防止の取組状況に関する事前調査」（参考資料4）を実施した。
- ・ 7月以降、不祥事防止指導員（専任職員）が、原則としてSkypeビデオ通話を利用し、事前調査の回答に基づき、訪問指導実施箇所の所属長等からの聴き取り、指導、助言、支援を行う。

○ 訪問指導実施箇所

- ・ 訪問指導の実施箇所については、所属の業務内容や近年における不祥事事案の発生状況、内部統制自己評価の結果、事前調査の結果等を考慮して選定する。

4 内部統制

○ 実施状況

- ・ 計40項目の全庁リスクを中心に、各所属でリスク対応策を実施している。
- ・ 令和4年度に各所属において実施した計40項目のリスク対応策について、内部統制推進者（所属長）から自己評価の報告を受け、制度所管責任者（総務局財産経営部長等）及び独立的評価責任者（組織人材部長）に評価を依頼した。

○ 今後の取組

(1) 令和5年度内部統制に係る自己評価について

- ・ 令和5年度における内部統制について、内部統制推進者（所属長）は、令和5年12月末時点及び令和6年3月末時点の自己評価を実施する。

(2) 令和4年度内部統制評価報告書の作成等について

- ・ 知事部局の全所属の自己評価について、評価報告書の作成を独立的評価所属（総務局行政管理課）において行う。
- ・ 知事部局分の評価報告書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見を付した上で議会に提出するとともに、県民に公表する。